

平成 24 年 6 月
函 館 税 関 業 務 部

関 係 各 位

輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱いについて
(区分 1 とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等ガイドライン)

平成 24 年度関税改正に伴い、本年 7 月 1 日より実施される輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱い（区分 1 「簡易審査扱い」とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等）につきまして、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1. 本年 7 月 1 日以降の輸出入申告のうち区分 1 とされた申告に係る通関関係書類の取扱い
輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）を利用して行われた輸出入申告のうち、区分 1 とされた申告に係る通関関係書類の税関への提出は、原則省略する。ただし、以下の（1）に掲げる申告に係る通関関係書類については、引き続き提出を要するものとして取り扱う。

（1）提出を要する通関関係書類

イ. 輸入申告

（イ） 他法令関係

- ・ 関税法第 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの
- ・ 他法令等の規定により他法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等

※（例：毒劇法に基づく社内見本・試験研究用の「薬監証明」、薬事法非該当であることの「薬監証明」、高圧ガス保安法に基づくエアゾール製品等の適用除外品に係る「試験成績書」、外為法に基づく「石綿非含有の証明書」等）

（ロ） 減免税関係

- ・ 関税定率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は払戻しを受けようとする場合であって、輸入申告の際に所定の書類の提出を要するもの
- ・ 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合で、その免除を受けるために輸入申告の際に免税承認申請書、証明書又は未納税引取承認申請書の提出を要するもの

(ハ) 原産地関係

- ・ E P A 税率又は特惠税率の適用を受けようとする貨物であって、原産地証明書の提出を要するもの
- ・ 協定税率の適用を受けようとする貨物であって、原産地証明書の提出を要するもの

(ニ) 関税割当関係

- ・ 関税定率法第9条の2及び関税暫定措置法第8条の6の規定による関税割当制度の適用を受けるために関税割当証明書の提出を要するもの

(ホ) 会計検査院提出用（従来どおり税関提出用も併せて提出）

- ・ 1品目に対する関税額又は内国消費税額が200万円以上のもの
- ・ 1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し又は免除するもの

※ 提出の要否判断のため、別添「税関に書類提出を要する他法令関係貨物（特例等）の取扱整理表」を参照し、NACCS 入力する。（他法令欄等）

なお、入力内容について変更も考えられることから、実際の入力にあたっては、NACCS 事務処理要領等を確認の上、入力願います。

ロ. 輸出申告

(イ) 他法令関係

- ・ 関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの
- ・ 他法令等の規定により他法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等

※（例：文化財保護法に基づく重要文化財等に該当しないことの「古美術品輸出鑑査証明」、輸出令に基づく輸出承認を要しないワシントン条約附属書Ⅲ該当貨物に係る「CITES」。ただし、パラメータシート（輸出令）が添付される申告は省略可）

(ロ) 減免税関係

- ・ 関税定率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告の際に所定の書類の提出を要するもの
- ・ 内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受けるために書類の提出を要するもの

※ 提出の要否判断のため、別添「税関に書類提出を要する他法令関係貨物（特例等）の取扱整理表」を参照し、NACCS 入力する。（他法令欄等）

なお、入力内容について変更も考えられることから、実際の入力にあたっては、NACCS 事務処理要領等を確認の上、入力願います。

(2) 提出を要しない通関関係書類

区分1とされた申告であって、前記(1)に該当しない申告については、通関関係書類の提出を要しない。誤って税関へ提出された場合には、速やかに当該書類を提出者へ返却する。

なお、誤って提出されたことをもって非違とは扱わないこととする。

2. 提出の時期及び提出先

前記1.(1)の提出を要する通関関係書類については、従来どおり、輸出許可後又は輸入申告後3日以内に、申告官署の通関部門に提出するものとする。

なお、提出された通関関係書類については、申告官署の通関部門において、従来どおり申告毎に原本確認が必要な書類、通関数量等の裏落しを必要とする書類等の確認を行い、適宜必要な処理を行った上で、提出者への返却を要する書類を返却するものとする。

3. 申告官署における税関管理資料の窓口配備等

当面の間、通関関係書類の提出の要否が容易に判別できるよう、「輸出申告簡易審査一覧表」及び「輸入申告簡易審査一覧表」を、申告官署の窓口には配備又は申告官署の実情に応じ配付することとしている。

通関業者は、当該一覧表の該当箇所を消し込む等により、提出漏れがないことを確認する。

4. 通関関係書類の提出に係る弾力的な対応（区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の弾力的な取扱い申出）

前記1.(1)により通関関係書類の提出を要する申告について、本年10月末までに輸出入許可通知書等に通関関係書類の提出の要否が表示（表示イメージ例：提出を要する申告は審査区分欄の数字「1」の後に、例えば「#」が表示（「1#」）されるようNACCSのシステム改変を予定しており、当該システム改変が終了するまでの間は、予め税関に申し出ることにより、これまでと同様、区分1とされた全ての申告に係る通関関係書類の提出を認めるものとする。

通関業者がこの取扱いを希望する場合には、通関業者の営業所毎に、申告官署の通関部門に、別紙様式「区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の弾力的な取扱い申出書」2通（税関用、交付用）を提出する。当該通関部門は当該申出書（交付用）に受付印を押印の上、交付する。

5. 証明書類交付の取扱い

通関関係書類の提出を要しないこととなった申告に係る関税法第102条に係る証明については、証明書類交付申請の際に、当該通関関係書類を提示したうえで税関による証明交付を受けることとなる。なお、税関に提示された書類については、提出者へ返却するものとする。

6. 7月1日前後の申告等に係る取扱い

通関関係書類の提出を要しないこととなった申告に係る7月1日前後の取扱いは次のとおり取り扱うこととする。

イ. 輸入予備申告

7月1日より前に輸入予備申告を行った場合であって、本申告が7月1日以降になる場合は、当該本申告に係る通関関係書類の提出を不要とする。

ロ. 搬入前輸出申告

7月1日より前に搬入前輸出申告を行った場合であって、貨物の保税地域等への搬入が7月1日以降となり輸出の許可が同日以降となる場合は、当該搬入前輸出申告に係る通関関係書類の提出を要するものとする。

ハ. 蔵入（IS）承認を受けた貨物に係る蔵出輸入（ISW）申告

7月1日より前にIS承認を受けた貨物に係る7月1日以降のISW申告については、通関関係書類の提出を不要とする。

ただし、IS承認申請時に原本確認を要する書類を提出したIS承認貨物に係る区分1のISW申告（例：他法令該当貨物に係るISW申告、特惠税率適用ISW申告等）については、通関関係書類の提出を要するものとする。

※ 移入（IM）、総保入（IA）、展示等承認に関しても同様の取扱いとする。

以 上

【問合せ先】

函館税関 業務部 統括審査官

電話：0138-40-4256